

会 議 錄

会議の名称	平成24年度第8回選挙管理委員会
開催日時	平成24年10月3日（水）午前10時15分から午前11時17分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	中山寛子委員長・田崎敏男職務代理・長谷川征二委員・中城達雄委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也係長、樋代祐一主事
議題	議案第23号 投票区の決定について 議案第24号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第25号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について その他
○ 委員長	<p>本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第8回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は3件及びその他でございます。</p> <p>はじめに議案第23号『投票区の決定について』を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
○ 事務局	<p>それでは、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>資料の1をを開きください。</p> <p>議案第23号『投票区の決定について』御説明いたします。</p> <p>本案は、平成25年1月1日からの施行として、現在34ある投票区を29の投票区に見直すものでございます。</p> <p>既に委員会でも議論いただき、6月19日開催の平成24年度4回委員会においてパブリックコメントについての委員会案を御決定いただき、7月27日開催の平成24年度第5回委員会において、パブリックコメントの意見に対する検討結果について御承認いただいているところです。</p> <p>9月3日から開催の平成24年第3回市議会定例会では、投票区見直しによる補正予算を計上し、9月21日の本会議で承認をいただきました。</p> <p>補正予算の予算特別委員会及びその後の決算特別委員会での質疑を概要を御紹介します。</p> <p>質疑は、6人の議員からでした。</p> <p>Q 市民通知の配布について、公報配布単価の増について、なぜ公報配布単価の増を当初でなく補正予算にしたか。</p> <p>A 市民通知は、補正予算成立後に衆議院選挙の動向を注視ながら西武池袋線以南の地域</p>

82,000世帯に送付する。今年度になって総務省が公報のホームページ掲載を認めるようになった。市長選挙の公報をホームページ掲載するが、クリックした一面にいきなり候補者が出ないように表紙を設ける。その関係で用紙が大きくなり配布単価が上がった。

Q 新しい投票区で一番離れている投票所はどれくらいの距離か。

A だいたい1キロくらいいと思う。

Q 第11投票所の西原児童館は、一番離れているところで1.25キロだ。けやき小の方が近くなると思うが、どうか。きちんと測ったのか。企画の公共施設適正配置の考え方との整合はどうか。

A 正確には測っておらずだいたいと言ったが、委員の測定のとおりかと思う。投票所については、さまざまな要因を考慮して委員会で今の案にした。この案も恒常的なものではなく、この先委員会で検証していく。

A(企画政策課) 公共施設については、800メートルから1キロを徒步生活圏とした。選管も今の企画の意見をよく考えてほしいとの意見があった。

Q 変更の基準は何か、投票所の有権者は、どうなるのか。経費が削減できたから期日前投票所を増設しないのか。

次の点については評価する。

- ・ 入場整理券を封書化したのは評価する。
- ・ 期日前宣誓書を事前に書けるようになったのは評価する。
- ・ 選挙公報に表紙を付けることを評価する。
- ・ 開票の読み取り機を6台にしたのは評価する。

A 投票区間の格差の是正、地域戦略プランに基づく行革、類似団体の三鷹市を基準にした。34投票区の平均は4,674人、29投票区の平均は5,480人。期日前投票所の増設は設置場所の選定、投票所としてのキャパシティの問題、投票の秘密が保持できるか、施設の日常の利用状況、設置費用などの問題があり、当面は新しい投票区での選挙を適正に行い、期日前投票所の増設は、今後委員会で検討していく。

以上が第3回定例会の予特、決特の質疑でした。

期日前投票所の増設については、今後の委員会の検討課題と考えます。

投票区そのものの増減の質疑はなかったが、投票所についての指摘があった。西原児童館についてである。確かに指摘のとおり、けやき小の方がより中心に近いことは事実である。当初、近隣の他の投票所のこともあってけやき小を外した経緯があります。

本日、投票区及び投票所についての確定を行いたいと思います。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上、議案第23号『投票区の見直しについて』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問などございますか。

○ 委員

なし。

○ 事務局

第11投票区の投票所についてはどういたしますか？

- 委員
西原児童館を投票所にした場合、高齢者が多く住む地域から投票所が遠くなってしまうのではないか。
- 委員
投票所として使用した場合、けやき小学校への入り口はどうなるのか。住んでいる地域によっては遠回りして施設内に入ることになるのか。
- 事務局
けやき小学校への入り口は北側と東西側の計3か所に設けています。
- 委員
入り口に不便がないのであれば、私はバリアフリーのこともありけやき小学校の方が良いと思います。
- 委員長
私もそう思います。では、他に御意見がなければ第11投票区の投票所はけやき小学校といたします。よろしいでしょうか。
- 各委員
異議なし
- 委員長
特にないようですので、議案第23号『投票区の決定について』は、案に対し第11投票所への変更を加え決定いたします。
次に議案第24号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第25号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。
- 事務局
それでは、恐れ入ります。2番をお願いいたします。
議案第24号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。
続けて資料3番をお願いいたします。
本案は、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。
西東京市選挙管理委員会委員長に対し登録申請された在外選挙人の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、男性4人、女性4人の計8人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。
- 事務局
続けて、資料4番、議案第25号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。
5番をお願いいたします。
本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。
内容といたしましては、男性が4人、女性が0人の計4人で、それぞれ登録抹消の要件

に該当するに至った者でございます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧ください。

以上で、議案第24号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第25号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 委員

在外選挙の制度の仕組みを再確認したい。

○ 事務局

(在外選挙制度の仕組みを説明)

○ 委員長

他にないようですので、議案第 24 号 『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 25 号 『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』 はこの案のとおり決定いたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

パブリックコメントの選挙管理委員会の回答について再質問がきています。

休憩をいただきたいと思います

○ 委員長

委員会を暫時休憩します。

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 事務局

6月 19 日の委員会で市民参加条例の例にならってパブリックコメントを行うという決定をした議事録がございますので、そちらで対応いたします。

今後は、会議録を承認いただいたあとは、早く更新するようにいたします。

また、本日投票区の決定について承認をいただきましたので、これに合わせ選挙執行規程の別表第2の改正を行い、来年1月1日から施行したいと思いますのでよろしくお願ひします。

来年の1月以降に衆議院議員選挙が行われる場合は新しい投票区・投票所での選挙となります。以上の2点についてよろしいでしょうか？

○ 委員長

異議なし

○ 委員

異議なし

○ 事務局

次回は11月6日（火）10時15分といたします。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の第8回選挙管理委員会を閉

会いたします。

御苦労様でした。

11時17分 終了

以上